

## 1. はじめに

ファイル名を「 株式会社(貴事業者名)計画書.xls」に変更してください。

入力は、各様式等の青色部分です。また、記入する必要がない部分は、ロックされており、書き込みをすることができません。

一部の記入欄は、クリックすると「 」が表示されます。「 」をクリックすると、ドロップダウンリストが表示されますので、その中から選択してください。なお、リスト数が多いものについては、スクロールバー(上下に付いているもの)が表示されますので、上下に動かして選択してください。

## 2. シートの説明

様式1	手入力	特定事業者の代表者の氏名を記入します	NOx・PM 法対象事 業者が提 出する様 式
様式2	手入力	事業者の概要及び担当者の連絡先を記入します	
様式3	一部手入力	事業場別の自動車の状況	
様式4	手入力	1台単位の自動車の情報です。基本的には、ここにデータを記入すれば、様式3.5.6.8に自動的に反映します	
様式5	自動集計	低公害車の保有状況(計画書作成時及び平成22年度末)	
様式6	自動集計	自動車の年度別の導入計画	
様式7	手入力	排出ガス抑制のための取組みを記入します	
様式8	一部手入力	ポイント及びNOx・PMの排出量	
減少届	-	特定自動車30台未満となった場合に提出します	
変更届	-	管理計画書の内容に変更が生じた場合に提出します	
排出係数表		NOx・PMの排出係数	参考
産業分類表		産業分類表	

## 3. 対象自動車減少届・自動車使用管理計画書(実績報告書)変更届及びソフトマニュアルダウンロード先

<http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/keikaku/jidousha/jidoushasoft.htm>

## 4. 問い合わせ先

兵庫県環境管理局大気課  
自動車運行規制係  
〒650-8567  
住所:神戸市中央区下山手通5-10-1  
電話:078-341-7711(内3300・3301)  
FAX:078-362-3966  
E-mail: Makoto\_Nakatani@pref.hyogo.jp

平成 年 月 日

兵庫県知事様

氏名又は名称及び住所並びに法人に  
あってはその代表者の氏名

自動車使用管理計画書提出書

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第17条の規定に基づき、別添のとおり自動車使用管理計画書を提出します。

整理番号	
------	--

備考 印の欄には、記入しないでください。

# 自動車使用管理計画書

## 1. 特定事業者の概要

自動車使用管理計画書作成日		
特定事業者の氏名又は名称		
兵庫県における主たる事業場の所在地	市区町	
	町名番地等	
特定事業者となった日		
使用する特定自動車の台数		
業種名		
事業の概要		
従業員数		
資本金		
担当者役職・氏名及び連絡先	所属	
	役職	
	氏名	
	郵便番号	
	所在地	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	
	電子メールアドレス	

事業者コード	
--------	--

備考 印の欄には、記入しないでください。





4. 低公害車導入計画

(1) 自動車の種別、燃料の種類ごとの自動車の台数(現状)

	低公害車						小計
	天然ガス	ハイブリッド (ガソリン)	ハイブリッド (軽油)	電気	メタノール	燃料電池	
乗用							
普通貨物3.5t以下							
普通貨物3.5t超5t以下							
普通貨物5t超							
小型貨物							
バス							
合計							

	ガソリン・LPG								小計
	ガソリン・ LPG(17年基準 75%低減)	ガソリン・ LPG(17年基準 50%低減)	LPG(最新規 制3.5t超)	ガソリン・ LPG(超) (ULEV)	ガソリン・ LPG(優) (LEV)	ガソリン・ LPG(良) (TLEV)	ガソリン・ LPG(その 他のLEV- 7)	ガソリン(そ の他)	
乗用									
普通貨物3.5t以下			-						
普通貨物3.5t超5t以下									
普通貨物5t超									
小型貨物									
バス									
合計									

	軽油							小計
	軽油(17年基 準75%低減)	軽油(17年基 準50%低減)	軽油(ULEV)	軽油 (LEV)	軽油(TLEV)	軽油(低 PM)	軽油(その 他のLEV- 7)	
乗用								
普通貨物3.5t以下								
普通貨物3.5t超5t以下								
普通貨物5t超								
小型貨物								
バス								
合計								

	総計
乗用	
普通貨物3.5t以下	
普通貨物3.5t超5t以下	
普通貨物5t超	
小型貨物	
バス	
合計	

自動車の種別、燃料の種類ごとの自動車の台数(平成22年度)

様式5-2

	低公害車						小計
	天然ガス	ハイブリッド (ガソリン)	ハイブリッド (軽油)	電気	メタノール	燃料電池	
乗用							
普通貨物3.5t以下							
普通貨物3.5t超5t以下							
普通貨物5t超							
小型貨物							
バス							
合計							

	ガソリン・LPG								小計
	ガソリン・ LPG(17年基準 75%低減)	ガソリン・ LPG(17年基準 50%低減)	LPG(最新規 制3.5t超)	ガソリン・ LPG(超) (ULEV)	ガソリン・ LPG(優) (LEV)	ガソリン・ LPG(良) (TLEV)	ガソリン・ LPG(その 他のLEV- 7)	ガソリン(そ の他)	
乗用									
普通貨物3.5t以下									
普通貨物3.5t超5t以下									
普通貨物5t超									
小型貨物									
バス									
合計									

	軽油							小計
	軽油(17年基 準75%低減)	軽油(17年基 準50%低減)	軽油(ULEV)	軽油 (LEV)	軽油(TLEV)	軽油(低 PM)	軽油(その 他のLEV- 7)	
乗用								
普通貨物3.5t以下								
普通貨物3.5t超5t以下								
普通貨物5t超								
小型貨物								
バス								
合計								

	総計
乗用	
普通貨物3.5t以下	
普通貨物3.5t超5t以下	
普通貨物5t超	
小型貨物	
バス	
合計	





6 - 1 . 排出ガス抑制のための取組み(共通)  
 (対象) 全ての事業者の方が対象となります

計画事項		内容	
全般	ISO14001の取得		
	環境報告書の作成		
自動車の利用に関する取組み	エコドライブの実践	燃費の管理	
		その他	
	車両の適正な管理		
	自動車利用の見直し	マイカー通勤の自粛	
		公共交通機関の利用の促進	
		その他	
	低公害車等の計画的な購入		
	グリーン配送の推進		
ディーゼル自動車等運行規制の周知協力			

6 - 2 . 排出ガス抑制のための取組み

走行量を削減するための具体的な取組みについて記載してください。

荷主としての取組みは、委託している物流会社と連携して行う取組みを記載してください。

荷主としての取組み	モーダルシフトの推進	
	共同輸配送の推進	
	3PLの推進	
	物流部門の燃費の管理	
発注者としての取組み	ジャストインタイムの改善	
	受注時間と配送時間のルール化	
配送における取組み	モーダルシフトの推進	
	共同輸配送の推進	
	3PLの推進	
	帰り荷の確保	
	道路混雑時の輸配送の見直し等	
配送以外の取組み	情報化の推進	
	検品の簡略化	
	商品の標準化等	
	物流施設の高度化、物流拠点の整備等	
その他の取組み	その他	
	その他	

7 - 1 . 低公害化ポイント【現状】

<b>低公害化ポイント</b>
<b>0.0</b>

(内訳－車種別－)

乗用車	-
貨物(1.7t以下)	-
貨物(1.7～2.5t)	-
貨物(2.5～3.5t)	-
貨物(3.5t超)	-

(ポイントの説明)

低公害車等の導入の取組みを表すポイントです。(全事業者平均値に対する取組レベルをNOx排出係数の平均値をもとに算出)

車種別に低公害車等の導入の取組みを表すポイントです。

7 - 2 . 排出量ポイント【現状】

<b>排出量ポイント</b>
<b>0.0</b>

(内訳－車種別－)

乗用車	-
貨物(1.7t以下)	-
貨物(1.7～2.5t)	-
貨物(2.5～3.5t)	-
貨物(3.5t超)	-

排出抑制の取組みを表すポイントです。(全事業者平均値に対する取組レベルを1台当たりのNOx排出量をもとに算出)

車種別に排出量抑制の取組みを表すポイントです。

8 . 排出量の目標

NOx排出量	合計	排出量の現状	0.0kg
		目標削減率	
		排出量の目標	0.0kg
PM排出量	合計	排出量の現状	0.0kg
		目標削減率	
		排出量の目標	0.0kg

# 特定自動車減少届

年 月 日

兵庫県知事様

住 所

氏 名 印  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第17条に規定する特定自動車が30台未満となったため、届け出ます。

1 特定自動車が30台未満となった日

年 月 日

2 特定自動車減少の主たる理由  
(該当する事項に✓をつけてください。)

業務の見直し等による減少

軽自動車に変更したことによる減少

運送業者等に輸送を委託することによる減少

事業所の移転等による減少

その他 ( )

# 自動車使用管理計画書（実績報告書）変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

氏 名 印  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

自動車使用管理計画書（実績報告書）の記載事項について変更したので、届け出ます。

変更した事項	
変更後の内容	
変更前の内容	
変更年月日	年 月 日
変更の理由	

# ガソリン・LPG車の排出ガスの原単位

車両総重量	規制年	型式の識別記号	単位	NOx	
トラック・バス	1.7t以下	S50前	-	g/km	2.18
		S50	H		2.18
		S54	J		1.00
		S56	L		0.60
		S63, H10	R, GG, HL		0.25
		H12	GJ, HP		0.08
			TB, XB		0.06
			LB, YB		0.04
			UB, ZB		0.02
		H17	ABE		0.05
	CBE		0.025		
	DBE		0.013		
	1.7-2.5t	S50前	-	g/km	2.18
		S50	H		1.80
		S54	J		1.20
		S56	L		0.90
		H元	T		0.70
		H06, H10	GA, GC, HG		0.40
			H13		GK, HQ
		TC, XC			0.10
		LC, YC			0.07
		UC, ZC			0.03
		H17	ABF		0.07
		2.5-3.5t	S54前		-
	S54		J	1.20	
	S57		M	0.90	
	H元		T	0.70	
	H04		Z	0.49	
	H07, H10		GB, GE, HJ	0.40	
			H13	GK, HQ	0.13
	H17			ABF	0.07
	3.5t超	S54前	-	g/km/t	1.17
		S54	J		0.83
S57		M	0.57		
H元		T	0.49		
H04		Z	0.40		
H07, H10		GB, GE, HJ	0.33		
		H13	GL, HR		0.10
H17			ABG		0.05
乗用車	S50前	-	g/km	2.18	
	S50	A		1.20	
	S51	B, C		0.60	
	S53, H10	E, GF, HK		0.25	
		H12		GH, HN	0.08
	TA, XA			0.06	
	LA, YA			0.04	
	UA, ZA			0.02	
	H17	ABA, AAA		0.05	
		CBA, CAA		0.025	
DBA, DAA		0.013			

## ディーゼル車の排出ガスの原単位

車両総重量	規制年	型式の識別記号	単位	NOx	PM		
トラック・バス	1.7t以下	S54前	-	g/km	1.70	0.200	
		S54	K		1.52	0.200	
		S57, S58	N, P		1.30	0.200	
		S63	S		0.90	0.200	
		H05	KA		0.60	0.200	
		H09	KE, HA		0.40	0.080	
		H14	KP, HW		0.28	0.052	
		H17	ADE		0.14	0.013	
	1.7-2.5t	S54前	-	g/km	2.83	0.250	
		S54	K		2.53	0.250	
		S57, S58	N, P		2.16	0.250	
		S63	S		1.93	0.250	
		H05	KB		1.30	0.250	
		H09, H10	KF, HB, KJ, HE		0.70	0.090	
		H15	KQ, HX		0.49	0.060	
		H17	ADF		0.25	0.015	
	2.5-3.5t	S54前	-	g/km	2.83	0.250	
		S54	K		2.53	0.250	
		S57, S58	N, P		2.16	0.250	
		S63, H元	S, U		1.93	0.250	
		H06	KC		1.30	0.250	
		H09	KG, HC		0.70	0.090	
		H15	KR, HY		0.49	0.060	
		H17	ADF		0.25	0.015	
	3.5t超	S54前	-	g/km/t	0.90	0.065	
		S54	K		0.75	0.065	
		S57, S58	N, P		0.65	0.065	
		H元, H2	U, W		0.56	0.065	
		H06	KC		0.46	0.065	
		H10, H11	KK, HF, KL, HM		0.35	0.023	
		H15, H16	KR, HY, KS, HZ		PA, PJ	0.26	0.004
					PB, PK	0.26	0.003
					PC, PL	0.2	0.004
PD, PM					0.2	0.003	
PE, PN					0.13	0.004	
PF, PP					0.13	0.003	
PG, PQ					0.065	0.004	
PH, PR					0.065	0.003	
H17		ADG	0.15		0.003		
乗用車	S54前	-	g/km	1.34	0.200		
	S54	K		1.20	0.200		
	S57, S58	N, P		1.02	0.200		
	S61, S62	Q		0.70	0.200		
	H2, H4	X, Y		0.50	0.200		
	H6	KD		0.50	0.200		
	H9, H10	KE, HA, KH, HD		0.40	0.080		
	H14	KM, HT, KN, HU		0.28	0.052		
	H17	ADB, ADC		0.14	0.013		

### 3 日本標準産業分類 中分類

番号	業種名
1	農業
2	林業
3	漁業
4	水産養殖業
5	鉱業
6	総合工事業
7	職別工事業(設備工事業を除く)
8	設備工事業
9	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維工業(衣服,その他の繊維製品を除く)
12	衣服・その他の繊維製品製造業
13	木材・木製品製造業(家具を除く)
14	家具・装備品製造業
15	パルプ・紙・紙加工品製造業
16	印刷・同関連業
17	化学工業
18	石油製品・石炭製品製造業
19	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
20	ゴム製品製造業
21	なめし革・同製品・毛皮製造業
22	窯業・土石製品製造業
23	鉄鋼業
24	非鉄金属製造業
25	金属製品製造業
26	一般機械器具製造業
27	電気機械器具製造業
28	情報通信機械器具製造業
29	電子部品・デバイス製造業
30	輸送用機械器具製造業
31	精密機械器具製造業
32	その他の製造業
33	電気業
34	ガス業
35	熱供給業
36	水道業
37	通信業
38	放送業
39	情報サービス業
40	インターネット附随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
42	鉄道業
43	道路旅客運送業
44	道路貨物運送業
45	水運業
46	航空運輸業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
49	各種商品卸売業

番号	業種名
50	繊維・衣服等卸売業
51	飲食料品卸売業
52	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
53	機械器具卸売業
54	その他の卸売業
55	各種商品小売業
56	織物・衣服・身の回り品小売業
57	飲食料品小売業
58	自動車・自転車小売業
59	家具・じゅう器・機械器具小売業
60	その他の小売業
61	銀行業
62	協同組織金融業
63	郵便貯金取扱機関, 政府関係金融機関
64	貸金業, 投資業等非預金信用機関
65	証券業, 商品先物取引業
66	補助的金融業, 金融附帯業
67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
68	不動産取引業
69	不動産賃貸業・管理業
70	一般飲食店
71	遊興飲食店
72	宿泊業
73	医療業
74	保健衛生
75	社会保険・社会福祉・介護事業
76	学校教育
77	その他の教育, 学習支援業
78	郵便局(別掲を除く)
79	協同組合(他に分類されないもの)
80	専門サービス業(他に分類されないもの)
81	学術・開発研究機関
82	洗濯・理容・美容・浴場業
83	その他の生活関連サービス業
84	娯楽業
85	廃棄物処理業
86	自動車整備業
87	機械等修理業(別掲を除く)
88	物品賃貸業
89	広告業
90	その他の事業サービス業
91	政治・経済・文化団体
92	宗教
93	その他のサービス業
94	外国公務
95	国家公務
96	地方公務
99	分類不能の産業